

HIKARI 光通信・知財の窓

—光内外特許事務所—

所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル 5F

TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com

http://www.hikari-naigai.com/



2017・8・10

ブランドデザイン保護 ▽特許庁▽

意匠法改正を視野に検討

特許庁は、「産業競争力とデザインを考える研究会」を設置し、このほど第1回の会合を開催した。

製品の同質化（コモディティ化）が急速に進む中、機能や品質のみで他者製品を凌駕するだけの差別化が困難な時代を迎えている。実際、日本企業の製品は、機能等で優れた製品を販売しても、直ちに新興国企業がこれに追随し、販売価格の下落を招き、競争優位を確保しがたい状況に直面している。

一方、米アップル社や英ダイソン社をはじめとする欧米企業は、明確な企業理念に裏打ちされた自社独自の強みや技術、イメージをブランド・アイデンティティとしてデザインによって表現し、製品の価値を高め、世界的な市場拡大に結び付けている。

このため、研究会では今後、意匠法の改正も視野にデザインによる日本企業の競争力強化に向けた課題を整理し、その対応策を検討する。2018年3月までに具体策を盛り込んだ報告書を取りまとめ、2019年の法改正を目指す。

2017年版「ものづくり白書」▽経産省▽

技能人材の確保やIoTなど課題

経済産業省は、2017年版「ものづくり白書（ものづくり基盤技術の振興施策）」を発表した。

白書では、少子高齢化で技能人材の確保問題が顕在化している製造業の現状を分析した。また、あらゆるモノがネットにつながる「IoT」といったデジタルツールの積極的な活用が課題だと指摘した。

白書では、約8割の企業が人材の確保が課題と認識しており、中小企業の22.8%が事業で実際の影響が出ていると回答するなど、人手不足が深刻化している現状が浮き彫りになった。

また、製造現場でのデータ収集について、

データを収集している企業は昨年から26%増加。具体的な用途活用まではいたっていないものの、関心は高まっている様子がうかがえる。中小企業の66.6%が製造現場において設備にセンサなどを設置し、生産状況のデータを収集するなど、何らかのデータを収集していることが分かった。これらのデータの53%が製造部門で活用されている。しかし、こうしたデータの収集・活用は、生産現場の生産性向上には活用されているが、経営戦略的観点から行われていないケースが多いとみられる。

IoTの活用では、具体的にどのように使うかが課題になる。白書では、部品や最終製品など産業分野ごとに先進的な取組事例を紹介している。

EPA大枠合意 ▽農水省▽

日欧、産地ブランドを相互保護

日本と欧州連合（EU）は、経済連携協定（EPA）の大枠合意を受けて、伝統的な農産品などの産地ブランドを守る地理的表示（GI）について相互で保護することを決めた。

農林水産省は、EUが保護を求めている欧州産のチーズやハム、オリーブ油など71品目（酒類除く）を公表した。チーズでは「カマンベール・ド・ノルマンディ」（フランス）や「ゴルゴンゾーラ」「パルミジャーノ・レッジャーノ」（イタリア）など日本でも知名度の高い品目が並ぶ。

一方、日本の農林水産物・食品のGI登録は38品目あるが、このうち「神戸ビーフ」など31品目をEUは保護するとしている。

日本の特産牛肉や果物などは、世界的に評価が高く、今後、輸出に弾みがつき、偽物の流通防止にもつながると期待されるが、逆に一部のEU産品と似た商品名を使えなくなる影響も予想される。

農産物とは別に、酒類でも「日本酒」やワインの「山梨」、焼酎の「薩摩」などがEUで保護される見通し。一方、EUは、フランス産ワインの「ボルドー」「シャンパーニュ」などを対象としている。

解説

明細書のサポート要件
知的財産高等裁判所 平成28年(行ケ)
10147号 審決取消請求事件
平成29年6月8日判決言渡

第1 事案の概要

本件は、特許(第5189667号「トマト含有飲料及びその製造方法、並びに、トマト含有飲料の酸味抑制方法」)に対する無効審判請求(無効2015-800008号)を不成立とした審決の取消訴訟である。審決のサポート要件(特許法第36条第6項第1号)の判断につき誤りがあるとして、審決が取り消された。

第2 判決

- 1 特許庁が無効2015-800008号事件について平成28年5月19日した審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

特許請求の範囲に発明として記載して特許を受けるためには、明細書の発明の詳細な説明に、当該発明の課題が解決できることを当業者において認識できるように記載しなければならない。本件発明は、特性値を表す三つの技術的な変数により示される範囲をもって特定した物を構成要件とするものであり、いわゆるパラメータ発明に関するものであるところ、このような発明において、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するためには、発明の詳細な説明は、その変数が示す範囲と得られる効果(性能)との関係の技術的な意味が、特許出願時において、具体例の開示がなくとも当業者に理解できる程度に記載するか、又は、特許出願時の技術常識を参酌して、当該変数が示す範囲内であれば、所望の効果(性能)が得られると当業者において認識できる程度に、具体例を開示して記載することを要するものと解するのが相当である(知財高裁平成17年11月11日判決、平成17年(行ケ)第10042号、判例時報1911号48頁参照)。

本件明細書の発明の詳細な説明には、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがありかつトマトの酸味が抑制された、新規なトマト含有飲料及びその製造方法、並びに、トマト含有飲料の酸味抑制方法を提供するための手段として、本件発明1、8及び11に記載された糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量の数値範囲、すなわち、糖度について「9.4~10.0」、糖酸比について「19.0~30.0」、及びグルタミン酸等含有量について「0.36~0.42重量%」とすることを採用したことが記載されている。

一般に、飲食品の風味には、甘味、酸味以外に、塩味、苦味、うま味、辛味、渋味、こく、香り等、様々な要素が関与し、粘性(粘度)などの物理的な感覚も風味に影響を及ぼすといえるから、飲食品の風味は、飲食品中における上記要素に影響を及ぼす様々な成分及び飲食品の物性によって左右されることが本件出願日当時の技術常識であるといえる。

また、トマト含有飲料中には、様々な成分が含有

されていることも本件出願日当時の技術常識であるといえるから、本件明細書の発明の詳細な説明に記載された風味の評価試験で測定された成分及び物性以外の成分及び物性も、本件発明のトマト含有飲料の風味に影響を及ぼすと当業者は考えるのが通常といえることができる。

したがって、「甘み」、「酸味」及び「濃厚」という風味の評価試験をするに当たり、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量を変化させて、これら三つの要素の数値範囲と風味との関連を測定するに当たっては、少なくとも、①「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の風味に見るべき影響を与えるのが、これら三つの要素のみである場合や、影響を与える要素はあるが、その条件をそろえる必要がない場合には、そのことを技術的に説明した上で上記三要素を変化させて風味評価試験をするか、②「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の風味に見るべき影響を与える要素は上記三つ以外にも存在し、その条件をそろえる必要がないとはいえない場合には、当該他の要素を一定にした上で上記三要素の含有量を変化させて風味評価試験をするという方法がとられるべきである。

本件明細書の発明の詳細な説明には、糖度及び糖酸比を規定することにより、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みを有しつつも、トマトの酸味が抑制されたものになるが、この効果が奏される作用機構の詳細は未だ明らかではなく、グルタミン酸等含有量を規定することにより、トマト含有飲料の旨味(コク)を過度に損なうことなくトマトの酸味が抑制されて、トマト本来の甘味がより一層際立つ傾向となることが記載されているものの、「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の風味に見るべき影響を与えるのが、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量のみであることは記載されていない。

また、実施例に対して、比較例及び参考例が、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量以外の成分や物性の条件をそろえたものとして記載されておらず、それらの各種成分や各種物性が、「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の風味に見るべき影響を与えるものではないことや、影響を与えるがその条件をそろえる必要がないことが記載されているわけでもない。そうすると、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがありかつトマトの酸味が抑制されたとの風味を得るために、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量の範囲を特定すれば足り、他の成分及び物性の特定は要しないことを、当業者が理解できるとはいえず、本件明細書の発明の詳細な説明に記載された風味評価試験の結果から、直ちに、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量について規定される範囲と、得られる効果というべき、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがありかつトマトの酸味が抑制されたという風味との関係の技術的な意味を、当業者が理解できるとはいえない。

また、本件明細書の発明の詳細な説明に記載された風味の評価試験の方法は、前記のとおりであるところ、評価の基準となる0点である「感じない又はどちらでもない」については、基準となるトマトジ

ユースを示すことによって揃えるとしても、「甘み」、「酸味」又は「濃厚」という風味を1点上げるにはどの程度その風味が強くなればよいのかをパネラー間で共通にするなどの手順が踏まれたことや、各パネラーの個別の評点が記載されていない。

したがって、少しの風味変化で加点又は減点の幅を大きくとらえるパネラーや、大きな風味変化でも加点又は減点の幅を小さくとらえるパネラーが存在する可能性が否定できず、各飲料の風味の評点を全パネラーの平均値でのみ示すことで当該風味を客観的に正確に評価したものにとらえることも困難である。

また、「甘み」、「酸味」及び「濃厚」は異なる風味であるから、各風味の変化と加点又は減点の幅を等しくとらえるためには何らかの評価基準が示される必要があるものと考えられるところ、そのような手順が踏まれたことも記載されていない。

そうすると、「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の各風味が本件発明の課題を解決するために奏功する程度を等しくとらえて、各風味についての全パネラーの評点の平均を単純に足し合わせて総合評価する、前記の風味を評価する方法が合理的であったと当業者が推認することもできないといえる。

以上述べたところからすると、この風味の評価試験からでは、実施例1～3のトマト含有飲料が、実際に、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘み

がありかつトマトの酸味が抑制されたという風味が得られたことを当業者が理解できるとはいえない。

したがって、本件出願日当時の技術常識を考慮しても、本件明細書の発明の詳細な説明の記載から、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量が本件発明の数値範囲にあることにより、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがありかつトマトの酸味が抑制されたという風味が得られることが裏付けられていることを当業者が理解できるとはいえないから、本件明細書の特許請求の範囲の請求項1、8及び11の記載が、明細書のサポート要件に適合するということとはできない。

第4 考察

飲食品に係る発明で数値範囲を特定して特許請求され、パネラーによる官能評価によって数値範囲内で所望の効果（性能）が得られることを明細書に記載することがある。本判決ではこのような発明における明細書のサポート要件（特許請求の範囲の記載は、特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものでなければならない。特許法第36条第6項第1号）について判断されている。

実務の参考になる部分があると思われるので紹介した。以上

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

**FA期間は平均9.5月
特許査定率は75.8%**

■特許庁■

特許庁が公表した「特許行政年次報告書2017年版」によると、特許出願の審査請求から審査結果が最初に通知されるまでの期間（ファーストアクション期間：FA期間）は、2016年平均が9.5ヶ月だった。

商標出願の場合は、出願から最初に審査結果が通知されるまでの期間は、2015年平均は4.0ヶ月だったが、2016年平均は4.8ヶ月となり、前年より0.8ヶ月遅くなったことが分かった。

また、特許審査実績をみると、2016年の一次審査件数は246,879件。特許査定件数は191,032件、拒絶査定件数は58,638件、特許登録件数は203,087件となった。

特許査定率は、年々上昇しており、2016年は75.8%だった。特許庁では、特許査定率の増加は、特許法条約（PLT）への加入に伴う、拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用変更影響による、戻し拒絶査定件数の一時的な減少などが要因であると分析している。

●審査（ファーストアクション期間）

	2014年	2015年	2016年
特 許	9.6ヶ月	9.5ヶ月	9.5ヶ月
意 匠	6.2ヶ月	6.1ヶ月	6.2ヶ月
商 標	4.3ヶ月	4.0ヶ月	4.8ヶ月

●最終処分実績の推移

単位：件

実 績	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
特 許 査 定 件 数	220,495	245,502	260,046	205,711	173,015	191,032
拒 絶 査 定 件 数	138,784	120,896	108,544	88,467	66,599	58,638
(うち戻し拒絶査定件数)	84,419	70,297	60,356	41,477	30,173	25,448
F A 後 取 下 げ ・ 放 棄 件 数	5,433	5,566	4,090	2,562	2,290	2,207
特 許 登 録 件 数	238,323	274,791	277,079	227,142	189,358	203,087
特 許 査 定 率	60.5%	66.8%	69.8%	69.3%	71.5%	75.8%
拒 絶 査 定 率	39.5%	33.2%	30.2%	30.7%	28.5%	24.2%

(備考) 戻し拒絶査定件数とは、審査官の拒絶理由通知に対し、何ら応答されず拒絶査定された件数。

FA後取下げ・放棄件数とは、一次審査着手後に出願の取下げ・放棄が行われた件数。

特許査定率=特許査定件数/(特許査定件数+拒絶査定件数+FA後取下げ・放棄件数)

拒絶査定率=(拒絶査定件数+FA後取下げ・放棄件数)/(特許査定件数+拒絶査定件数+FA後取下げ・放棄件数)

(資料) 特許庁作成

審 決 紹 介

本願商標「オアシス/OASIS」は、商標法第4条第1項第11号には該当しない、と判断された事例(不服2016-17962号、平成29年3月28日審決、審決公報第209号)

1 本願商標

本願商標は、「オアシス」の片仮名及び「OASIS」の欧文文字を二段に横書きしてなり、第41類に属する願書記載のとおり役務を指定役務として登録出願され、その後、第41類「ソフトウェアの知識の教授」他に補正されたものである。

引用商標(別掲)



2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定において、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして、本願の拒絶の理由に引用した登録第5415409号商標は、別掲のとおり構成からなり、第41類「健康管理についての知識の教授、スポーツの教授」等を指定役務として設定登録され、現に有効に存続しているものである。

3 当審の判断

(1) 本願商標

本願商標は、「オアシス」の称呼及び観念を生じるものである。

(2) 引用商標

引用商標の上段図形部分と下段文字部分は視覚上分離して把握され、また、両者に観念的なつながりも見いだせないことからすれば、それらを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分の結合しているものとは認められないから、上段図形部分と下段文字部分はそれぞれ独立して自他役務の識別機能を果たし得るものとみるのが相当である。

そして、引用商標の上段図形部分についてみるに、盾型の枠及び幾何図形は特定の意味合いを認識させるものとは認められず、出所識別標識としての称呼及び観念を生じるものではない。そうすると、上段図形部分においては、図形内の上部中央に顕著に表された「OASIS」の欧文文字部分が看者に強く支配的な印象を与え、該文字部分のみを分離、抽出し、「OASIS」の欧文文字部分に着目されて取引に資される場合も決して少なくないというのが相当である。

してみれば、引用商標は、上段図形部分の「OASIS」の文字部分から、「オアシス」の称呼及び観念を生じるものといえる。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標の構成中の欧文文字は、大文字と小文字の相違はあるが綴りを同じくすることから、両者は外観上近似した印象を与えるものといえる。また、共に「オアシス」の称呼及び観念を生じ、称呼及び観念において共通するものである。

してみれば、本願商標と引用商標とは、外観において近似し、称呼及び観念において共通するものであるから、これらを全体的に考察すれば、相おそれるおそれのある類似の商標と判断するのが相当である。

(4) 本願商標の指定役務と引用商標の指定役務の類否について

本願商標の指定役務中の「ソフトウェアの知識の教授」と、引用商標の指定役務中の「健康管理についての知識の教授、スポーツの教授」を比較するに、「ソフトウェアの知識の教授」は、ソフトウェアの設計や操作方法等の知識を教授する役務であって、他方、「健康管理についての知識の教授」は、疾病予防や健康保持・増進のための知識を、「スポーツの教授」

は、主にスポーツの技能を教授する役務であって、提供される知識の内容に明らかな相違があり、いずれもその専門家により提供されるものであるから、両者の指定役務は、役務の質、提供者、需要者が異なり、関連性を認めることはできない。

してみれば、「ソフトウェアの知識の教授」と「健康管理についての知識の教授、スポーツの教授」とが、互いに類似する役務であるということではできない。(5) まとめ

以上によれば、本願商標と引用商標は類似するが、指定役務が類似しないものであるから、本願商標は、引用商標との関係において、商標法第4条第1項第11号に該当するものとはいえない。

したがって、本願商標を商標法第4条第1項第11号に該当するものとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

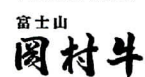
よって、結論のとおり審決する。

本願商標(別掲)は、商標法第3条第1項第6号には該当しない、と判断された事例(不服2016-18169号、平成29年5月10日審決、審決公報第209号)

1 本願商標

本願商標は、別掲のとおり構成からなり、第29類「富士山周辺を原産とする牛肉、富士山周辺を原産とする牛肉の肉製品」を指定商品として、平成27年9月16日に登録出願されたものである。

引用商標(別掲)



2 原査定の拒絶の理由

原査定は、「本願商標の構成中、『富士山』の文字部分は、本願の指定商品との関係において、商品の産地を認識させるにすぎない。また、『岡村牛』の文字部分のうち、『岡村』の文字は、ありふれた氏を理解させ、『牛』の文字は、本願の指定商品との関係において、原材料である『牛肉』を理解させるから、本願商標の構成中、『岡村牛』の文字部分は、ありふれた氏と、商品の原材料を認識させるにすぎない。そうすると、本願商標は、その構成中のいずれの部分も自他商品の出所識別標識として機能しないから、全体としても、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標といえる。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、別掲のとおり、「富士山」の文字と「岡村牛」の文字とを上二段にまとまりよく表示してなるものである。

そして、本願商標を構成する「富士山」、「岡村」及び「牛」の各文字が特定の意味を有する語であるとしても、請求人の主張及び当審における職権による調査によれば、本願商標は、常に一体的に使用されており、原審説示のように、これに接する需要者が上記各構成文字全てについて、それらの意味合いを分離して理解した上で、本願商標を観察するとはいい難いから、本願商標は、不可分一体の商標と認識されるものというのが相当である。

そうすると、本願商標は、その指定商品に使用しても、自他商品の識別標識としての機能を有しないとはいえないものであるから、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものとはいえない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するものとして本願を拒絶した原査定は、妥当でなく、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭利33年	商標登録第 511783号～第 512995号
〃 43年	商標登録第 765906号～第 769379号
〃 53年	商標登録第1317624号～第1320491号
〃 63年	商標登録第2010708号～第2020599号
平成10年	商標登録第2723882号～第2723952号
平成10年	商標登録第3368084号～第3368775号
平成10年	商標登録第4098725号～第4109303号
平成20年	商標登録第5102545号～第5108046号

各年の 1月1日～ 1月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成26年9月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは8月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらお問い合わせください。

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
29年5月分	22,801	13,494
前 年 比	103%	126%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryu/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm